

仕様書

- 1 業務名 嵩山池憩の場除草委託業務
- 2 業務場所 豊橋市老津町地内
- 3 業務期間 契約締結日から令和7年11月30日まで
- 4 業務内容
除草
 - ・業務回数は、年2回とする。
1回目6月～7月、2回目9月～11月とする。
 - ・除草範囲は、別紙図面のとおり指定した部分とする。
 - ・状況に応じて、抜き取り、刈り込みを行うこと。
 - ・草花・施設等を損傷しないよう注意し、刈りむら・刈り残しのないように均一に除草すること。
 - ・取り除いた草はすみやかに資源化センターに運搬処理するとともに、除草跡はきれいに清掃すること。
 - ・資源化センターへの投入に当たり、廃棄物対策課にて事業系一般廃棄物の投入許可をとること。
- 5 安全管理
 - ・受託者は、現場着手前までに、除草作業にかかわる者に対し、作業マニュアル（例：近畿地方整備局 肩掛け式草刈機の安全対策マニュアル（案））による安全教育を実施すること。
 - ・刈払機を使用する者は、現場着手前までに、平成12年2月16日付け基発第66号「刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育について」に基づく、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育」を受講すること。また、発注者から指示を受けた場合は、修了証を提示すること。
 - ・前項の講習が受講できない場合は、発注者が同等と認める安全教育（安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育」を受講したものが、刈払機を使用する者に対して同等の安全教育を行うことをいう。）を実施し、報告すること。
 - ・除草作業を行う場合、現場を管理する作業責任者を常駐させること。また、作業責任者との連絡方法を発注者に報告すること。
 - ・作業員名簿についてはあらかじめ現場着手前までに作成し、監督員から指示を受けた場合、速やかに提出すること。
 - ・除草作業の際には、周辺の施設、車両、通行者及び住民に対して十分に気を配り、飛び石防止等の安全対策を講じること。

- ・作業中に事故が発生した場合は速やかに河川課に連絡すること。
- ・建設工事保険等の加入について
 - *保険期間は着手日から完了検査の合格の日までとする。
 - *保険の種類は請負業者賠償責任保険（賠償責任の特約があるものを含む）とし、保険金受取人は受託者とする。
 - *保険契約後は証券の写しを提出すること

6 提出書類

- ・着手届
- ・現場責任者届
- ・業務実施報告書（1回目）*業務写真帳、資源化センターの伝票の写し
- ・請求書（1回目）
- ・業務実施報告書（2回目）*業務写真帳、資源化センターの伝票の写し
- ・請求書（2回目）
- ・完了届

7 その他

- ・業務内容に疑義の生じた場合は監督員に連絡し、指示に従うこと。
- ・各工種の期間については監督員の指示に従うこと。
- ・作業に先立ち、作業予告板を設置し、終了した場合はすみやかに取り除くものとする。
- ・ごみ投入料金については実績に応じて精算する。
- ・以上仕様書以外のものについては、豊橋市契約規則によるほか両者協議のうえ定めるものとする。

嵩山池(老津町)

